平成29年度 小牧市西部地区人・農地プラン説明会会議録

- 1 開催日時 平成29年11月28日(火) 午後2時00分~午後3時30分
- 2 開催場所 JA尾張中央小牧支店 2 階大会議室
- 3 出席者

【出席者】25名

市内関係支部長(農業振興地域のある者)、認定農業者 小牧市農業委員会委員、小牧市農地利用最適化推進委員

【事務局】

愛知県農業振興基金農地第一 近藤課長 愛知県尾張農林水産事務所農政課 林主任主査

愛知県農業共済組合野村事業課長、高橋班長

I A尾張中央農業振興部 山田部長

営農企画課 毛利課長、青山調査役

営農指導課 石黒課長

営農生活課 森藤センター長

小牧市役所地域活性化営業部農政課 余語課長、余語係長、藤田係長

川本主杳、長谷川主杳

4 配布資料

- ・次第
- ・資料1 (人・農地プランとは、人・農地プランの進め方)
- ・資料2 (農地中間管理事業とは)
- ・資料3 (小牧市西部人・農地プラン)
- ・農地中間管理事業パンフレット(農地中間管理機構発行)
- ・収入保険制度について

5 会議内容

- 1. 人・農地プランとは
- 2. 農地中間管理事業について
- 3. 小牧市西部人・農地プランについて

【事務局】

みなさま、本日はお忙しいところ「人・農地プラン説明会」にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます小牧市役所農政課長谷川と申します。会を始める前に、皆様方へ配布しております資料の確認をお願いします。会議次第、資料1の人・農地プランの進め方、資料2の農地中間管理事業の概要について、資料3の小牧市人・農地プラン、農地中間管理事業のパンフレット、収入保険制度についての資料ですが、お手元にない場合は挙手をお願いします。

地域農業の将来に関するアンケートについては、お帰りの際に受付窓口に提出していただきますようお願いします。

本日は、小牧市農業委員会委員の方、小牧市農地利用最適化推進委員の方、 認定農業者など担い手農家の方、農振農用地域内に農地がある支部長の方へお 声掛けいたしました。

それでは、ただ今より説明会を始めます。はじめに小牧市地域活性化営業部 農政課長の余語よりあいさつを申し上げます。

【余語課長】

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございました。日頃、小牧市全般の農業振興に格別のご支援ご協力を賜りありがとうございます。今年の5、6月頃は渇水状態が続き、また、大雨や台風が続き、農作業も大変なご苦労をされたと思います。

さて、本日の人・農地プラン説明会でありますが、地域が抱えている人と農地との問題を解決するために平成24年度から「人・農地プラン」を打ち出し、地域農業の現状や問題点、解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を考えていこうというものです。

また、平成26年度より各都道府県に農地中間管理機構が設置され、農地の 出し手から農地を借受け、農業の担い手にまとまりのある形で農地を貸付け、 農地集積を促進する制度が始まりました。

後ほど担当より説明がありますので、意見や要望等を寄せていただければと 思います。

また、新しく収入保険制度というものができました。こちらについても農業 共済組合より内容等の説明があると思います。市だけではいろいろ農業の振興 はできないと思っています、今後も愛知県と県の農業振興基金、JA尾張とと もに農業行政について連携をとりながら小牧の振興を図っていきたいと思って いますので、みなさま方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】

本日は関係機関の方々、多数お集まりいただいておりますのでご紹介させて

いただきます。愛知県農業振興基金第一近藤課長様、尾張農林水産事務所農政 課林様、愛知県農業共済組合野村様、高橋様、尾張中央農協山田様、毛利様、 石黒様、森藤様、青山様にご出席いただいております。それでは、議題に入ら せていただきます。

【事務局】

議題2の人・農地プランの概要について説明します。なお、最後に質疑応答、 意見交換の時間を設けておりますので、ご質問やご意見のある方はそのときに お願いします。

それでは最初に「人・農地プラン」とは、それぞれの地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために、平成24年度に国が打ち出した政策です。 担い手の高齢化や耕作放棄地の問題、ヌートリアやアライグマ、イノシシによる農作物被害などがありますが、地域農業の問題点について解決方法を話し合い、5年後、10年後のあり方を地域全体で考えていこうというものです。

小牧市においても、平成24年度に小牧市人・農地プランを作成しました。 そして、平成25年度には小牧市人・農地プランを2つに分割し、果樹が盛んな東部地区と稲作が中心の西部地区に分けました。

次に、プランの要点を3点にまとめましたので、順番に説明致します。

1 をご覧下さい。「人・農地プランは、人と農地の問題を解決する為の「未来の設計図」とあります。人・農地プランは、市が地域の実情を踏まえて単独で作成したものでは認めてもらうことができません。つまり、地域農家の方々の意見を聞き、地域と行政が協力して作成されたプランでなければ正規のプランとは認められません。

農家の方々と行政が一緒になって、様々な事柄を話し合っていきます。具体的には、今後の地域の中心となる人の選定や、地域農業のあり方などを話し合っていきます。具体例としては、高付加価値化を目指した畑作を推進する、農地集積を進め作業効率化を図る、6次産業化を進めるなどが挙げられます。

次に、2 をご覧下さい。「人・農地プランには、様々な『メリット措置』があります」。人・農地プランに位置づけられた人は、新たに農業を始めた時に給付金がもらえたり、協力金がもらえる場合があったり、農業用機械等の導入を支援してもらえたり、お金を借りる時に当初 5 年間無利子化等の支援策が受けられるといったことがあります。

最後に、3 をご覧下さい。「人・農地プランは、定期的に見直してください」 とあります。法律により、1年に1回以上はプランを見直す事が必要ですが、新 規就農者が出てきた時や、地域の中心となる経営体として法人を立ち上げたタ イミングでも見直すことができます。

2ページには、全体のスケジュールを記載しました。本日の座談会は、スケ

ジュールで言うと①座談会の部分になります。今後、本日の座談会で出た意見を考慮して修正案を作成し、窓口縦覧を致します。その後、JAや認定農業者等からなる検討会を経てプラン更新となります。議題1は以上です。

それでは、3ページをご覧ください。3ページの項目「1農地中間間管理事業の流れ」の下の四角にも記載のとおり、農地中間管理機構とは、貸し手の農地を一度に借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手に貸し付ける組織です。

次に4ページをご覧ください。この農地中間管理機構は、平成26年度より 設置されたもので、愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間 管理機構の指定を受けています。国は、農地中間管理事業により、平成35年 度までに、担い手への農地の集積率を8割に引き上げる目標を掲げています。

農地集積と集約化を支援していくためには、各地区での話し合いを行い、適切な人・農地プランが作成されている必要があります。

5ページをご覧ください。項目「3 従来の利用権設定との違いについて」でございます。今回新しくできた農地中間管理事業と、既にある制度との違いが表にまとめております。

小牧市の場合はほとんどが利用権設定で、利用権設定の場合は貸付期間を3年や6年など自分で設定でき、借りたい農地や農地の貸付先を指定できますが、農地中間管理事業の場合は指定ができません。農地の出し手は機構に農地を貸出し、農地の受けては機構にエントリーします。それを機構がマッチングという形で農地の受け手を決めるという制度です。原則として10年以上農地を受け手に貸付ける必要があり、設定までに約3ヶ月かかります。

一方で、農地中間管理機構に農地を貸出した場合、協力金の対象となる場合があります。

それが、下段の項目「4 農地の出し手等に対する支援」でございます。条件を満たせば、農地中間管理機構を利用する事で協力金をもらえる場合があります。協力金は3つあります。

地域の話し合いにより、この地域はこの人が担うと決めて、2割以上の農地 この場合は利用権設定を除きますが、機構に10年以上預けると、地域にもら える地域集積協力金と、リタイヤする農家が機構に農地を10年以上預けると きにもらえる経営転換協力金、2筆以上預けるともらえる耕作者集積協力金が あります。

6ページですが、項目「5事業の主なポイント」の借受け基準は記載のとおりです。農地中間管理機構は無条件に全ての農用地を借受けてくれるわけではありません。

借受けの対象となる農用地は農業振興地域内に限られ、遊休農地や農用地と

して利用困難な農用地は借受けできません。

さらに、貸付け期間は記載のとおり原則10年となっており、途中で解除することはできません。一方これらの要件を満たして、農地中間管理機構を利用した場合に、協力金の対象となる場合があります。

もし農地中間管理機構を利用する場合は、メリットとデメリットがございますので十分にご理解頂いてご利用いただきたいと思います。以上で議題2の説明を終わります。

次に7ページをご覧ください。まず、1. 今後の地域の中心となる経営体には、文字どおり、地域農業の中心となって農業に牽引いただく方のお名前が記載されます。現段階の小牧市東部、西部人・農地プランでは、地域で活躍されているオペレーターさんなどの認定農業者の方や、新規就農者の方を中心にお名前を記載させていただいています。小牧市西部人・農地プランについては、現在位置づけられている経営体は7経営体で、うち、稲作のオペレーターさんが5経営体、養鶏が1経営体、養豚が1経営体です。8ページをご覧下さい。「3. 将来の農地のあり方」については、「農地利用集積円滑化事業を利用して、今後も農地利用集積や耕作放棄地解消を継続していく」です。次に、「4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、「当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、機構活用の要望があれば検討していく」です。

次に、「5. 近い将来農地の出し手となる者と農地」には希望者がいれば、人・ 農地プランに各項目内容が記載されます。

最後に、一番大切な「6. 今後の地域農業のあり方」が記載されます。当地区が目指す地域農業の形を明記する箇所となります。現在、小牧市としましては、ここに記載してあります内容が、今後の西部地区における農業のあり方として考えています。一度、読み上げます。

「水稲を中心とした農家が多い市西部では、果樹生産が盛んな市東部地区と 異なり、農地集積の促進が進めやすい。しかし、農地の出し手の同意を得るこ とが難しい地区でもあるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に 話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。また、高齢化による担い手の確 保や新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めてい き、農業者や県、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」。

今読み上げたものが、この地区のあり方と考えています。皆様が感じられた率 直なご意見や質問事項をお伺いし、今後の人・農地プランの作成に足していき たいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局】

それでは質疑応答に入らせていただきます。皆様が感じられた率直なご意見や質問事項をお伺いし、より農家の皆様の考えに近い農業のあり方にしていきたいと思っております。どんなことでも構いませんのでご意見をお聞かせください。

【出席者】

未来の設計図ということの話ですが、農業のやりやすい環境ということが大切だと思うのですが今現在、自分がやっていて感じることは振興地域で米作りをしているが車がものすごく通って作業をする車を道路においておけない状態で仕事がやりにくい。5、6年前だと農業をやっている方も地域にみえたので、迂回をしてくれたりしていたが、区画整理などで農業からはなれた人も増えたり、一般の方も農道に入ってくる車が増えたりで、大変仕事がやりにくい環境になってきています。振興地域ぐらいは農作業優先などという看板を立てていただいて農業のやりやすい環境にしていただきたいということと、田んぼに粗大ゴミを置かれることがあるがその場合は地主等、自分で処理をしなくてはいけないと聞いている。そういう問題もあるのでいい方法がないかと思っている。また用水ですが、いままでは農家に携わっている方が多かったので区長さんなどに話して用水の掃除の費用などを出してもらっていたが、100mぐらいの用水を全部掃除してくれていた。今年は、50mは掃除をしてくれたが残りの50mは掃除してもらえなかった。費用の仕組みも考えてもらえるとありがたい。

【事務局】

非常にデリケートな難しい問題です。貴重な意見としていただきます。

【出席者】

区画整理が終わり、市街化区域の中で農業をしている。黒土で貴重な土地であるが市街化になってしまったためにアパートが建ったりして貴重な土地がつぶされていくのが非常に残念である。エビ芋とかの特産のものを作っているので土地が農地として残っていけるようないい方法がないか。

【事務局】

市街化区域にある農地の見直しがされてきた。生産緑地で農業を行えば税金 も安い。市街化区域に指定されると昔の考え方だと開発をしてアパートなどを 建てるという考えであった。都市農地の貸借の円滑化に関する法律が、今、考 えられている。市街化区域の農地を本当はもっと生かすべきではないかという 動きになっている。たとえば市民菜園、市街化区域の中にある農地がある、それを近くの方々に貸して家庭菜園的に楽しんでもらうだとか、農地の利用のあり方が変わってきた。この法律は来年の通常国会に出される予定の法案になる。活用方法として市民農園への動き、さらには市街化区域にある農地を民間に貸して違った利用をするなどが出来ます。具体的なことはまだわかりませんが、徐所に都市農業の見方が変わってきましたのでご理解いただきたいと思います。

【出席者】

都市農業の件ですが農地にした場合、固定資産税とかは安くなるという法律 はありますか。

【事務局】

まだ法案が可決されていないので、どのようになるかはわかりませんが、農地を借り受けて希望する農業者は市町村に事業計画をたててもらって農業委員会に諮って、決定するという流れです。しかしながら、税金的なこともまだ確定していません。生産緑地の法律についても今後動きが変わり、特定生産緑地制度が出来ます。様々な法律の動きがありますので注意していきたいと思います。

【出席者】

農地を市が借り上げて農業を積極的にやろうとしている方、もしくは農業法人などに貸し出すかと思いますが、最初の説明が複雑すぎてもう少しシンプルな説明をしていただきたい。現在、借り手は存在しているのか、農協へ水田の耕作を依頼しているが、そこと今回の計画とのすり合わせはどのようにするのか。

【事務局】

農地の貸し出し、借受けという話で、現在、農協のアグリ尾張中央により水田を全面委託で借受けをさせてもらっている。耕作が出来ないという方がみえたら西部の窓口でもいいので連絡をいただきたい。農地の借受で、下小針地区ではアグリ尾張中央で行っている。他の地域はそれぞれオペレーターがいるので地区割りをして全面委託を受けている状況である。

農地中間管理事業については、農用地を貸し出したいという希望があれば申込書を小牧市やJAなどに提出していただくものとなる。逆に農用地を借りてやりたいという方は希望者の募集に応募してもらうということになる。募集期間は6月、9月、1月。多くの面積の農地を貸したい人と、少しの面積だけ借

りたい人ということであれば成立しない。農地中間管理機構の役割は農地を貸したい人がどれだけの面積で、どういったものを貸してくれるのか、そしてやりたいという人はどれだけの規模でやってもいいのか。また場所はどの辺なのかということまで考慮させていただき、お見合いさせるというのが農地中間管理事業の簡単な考え方である。

【出席者】

稲作の農地に関して北里地区でいえばアグリ中央が稲作に関して代わりに耕作しているケースがあり、直接アグリ中央と農家が契約している形だと思う。中間管理機構の手続きはせず、今後も直接依頼をしてもよいか。

【事務局】

利用権設定をしている場合と農地中間管理機構を使った利用権設定と従来農協を通じてアグリ中央と全面委託を結んでいる契約が2種類あり、26年度から機構ができましたので農用地区内の農地については機構を通じて全面委託を受けることができる。現在、全面委託でやっているものを変えなくても出来る場合がある。ただ機構の場合は10年貸してくださいということなので地主さんが3年じゃないと難しいという場合は農協が間に入って全面委託で受けてという場合がある。今回10年でもいいという場合の利用権は、今まで全面委託でやっている期間が終了するとそちらに移行していくのが無難な手続きになると思う。市街化区域内では農地中間管理機構は受けることが出来ないのでその違いが若干ある。

【事務局】

その他、収入保険制度について愛知県農業共済組合より説明していただきます。

【農業共済】

新しく始まります収入保険制度について具体的なしくみを説明させていただきます。第一条件として青色申告を行っている農業者が対象です。5年以上の青色申告があれば100%加入できますが、1年以内であっても加入できます。白色申告の場合は加入できません。30年の3月15日までに青色申告申請を出してもらい次の年、31年度の10月から加入申請がおこなえるので、まずは青色申告をやっていただくようにお勧めします。この保険の大事なことは農業者が自ら生産している農産物の販売収入が対象で、品目の限定は基本的にあ

りません。掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式があります。当年の 収入が基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補てんします。農 業者は、保険料・積立金を支払って加入します。補償のイメージとしての農業 者ごとの過去5年間の農業収入を積算して10%が自己責任部分で80%まで が掛捨ての保険、10%が積立金、90%が最高の支払率になります。次に具 体的な保険料・積立金・補てん金の例ですが、基準収入が1000万円の農業 者が基準ですが補償限度が9割、支払率9割を選択した場合。農業者にご用意 いただく金額、保険料は7.2万円、積立金は22.5万円、あわせて29. 7万円が収入保険となります。補てん金額は100%収入が0になった場合の 最高の補てん金額は最高で810万円の補てんがあるということです。加入・ 支払等のスケジュールですが、平成30年の10月から11月に加入申請をし ます、次の31年が収入保険制度の1月から12月が算定期間になります。そ して32年の3月、確定申告が終わりましたら保険金の請求、支払になります。 このような日程になっていますので、お願いします。次に類似制度の関係とい うことで収入減少を補てんする機能を有する類似制度については、国費の二重 助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネッ トを利用できるよう、選択加入となっています。農業者がいい保険を選ぶとい うことになっているので、現段階加入している農業共済、収入減少影響緩和対 策、野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定対策に入っている場合は収 入保険に入る場合はやめていただいて、どちらかの選択ということになります。 次に収入保険制度のポイントということで、農業経営者ごとの収入全体を対象 とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入しますというこ とで、収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。青色申告 を始める方は、3月15日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出 してください。次に自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサ ポートします。いままで農業共済で自然災害による収入減少しかなかったです が価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補填します。次 に品目の限定は基本的にありません。米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、 茶、しいたけ、はちみつなどほとんどの農産物をカバーしています。簡易な加 工品、自分のところで生産した加工品であれば所得としてみます。加入できな いものも特例として、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵、マルキン等が措置され ているのは入れないので加入できません。次に収入保険制度と農業共済、ナラ シ対策、野菜価格安定制度等の類似制度についてはどちらかを選択して加入す ることになります。続きまして窓口は地域の農業共済組合が担当しますのでわ からないことがあればご相談ください。またあわせて農業者へのサービス向上 と負担軽減の観点から農業共済の見直しを行っていきますのでこれからも農家

さまのためになるよう、加入を勧めていく予定でございますので今後新しく決 まりましたらアナウンスしていきたいと思います。次に収入保険制度について 問い合わせ等ありましたらこちらの地域は尾張東部出張所になります。次に収 入保険制度への加入意向に関するアンケートを2枚ほどつけてありますので、 強制ではありませんが今後の収入保険制度への加入についてみなさまのご意見 を聞かせていただきたいと思います。続きまして収入保険がはじまりますとい う平成29年11月に農林水産省が出しているもので説明させていただきます。 新しく導入される収入保険では保険料の掛金率は1%程度で農家ごとの平均収 入の8割以上の収入が確保されるということで8割が掛捨ての部分で、1割が 積立の部分で9割の補償ということです。米、野菜、果樹、たばこ、茶、しい たけ、はちみつなど農産物ならどんな品目でも対象になります。ただマルキン 等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です。次に収入保険 は品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども 含めた収入減少を補てんする保険です。次に集落営農でオペレーターを確保し たいという現場の声でオペレーターを雇っても怪我や病気で収穫できないとき はどうしようというときは、怪我や病気による収入減少も補償の対象です。ま た、ここはキャベツの指定産地ではないので野菜価格安定制度が使えない。キ ャベツの価格が下がったらどうしようという場合は全ての農産物が対象で価格 低下も補てんします。また米は水稲共済に加入しているけど、3割も足切りが あり補てんが出なくて掛捨てばかりですが今度の収入保険では足切りは1割で、 損害がなければ自動車保険と同じように翌年の保険率は下がります。続きまし て、規模拡大して、販路や品目を多角化したいということでナラシ対策は、J Aの取引価格を使っているので、JA以外の取引で価格低下した時はどうしよ うということですが、農業者ごとの収入減少を補てんします。取引先はどこで も構いませんのでご安心いただければと思います。次に契約取引用に保管して いた米が災害で倉庫が浸水して売り物にならなくなった時はどうしようという ことですが、収穫後の保管中の事故による収入減少も対象です。次にルッコラ やズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていないので価格が下がった時 はどうしようということも全ての農産物が対象ですのでよろしくお願いします。 次にもち加工品の取引がうまくいかなかった時はどうしようも精米、もちなど の加工品であっても自ら生産したものを加工して販売しているものは対象にな ります。続いて輸出や新規品目の導入に取組みたいという場合です。輸出した 時の為替変動で売上が落ちたらどうしようということですが、為替変動による 収入減少も補償の対象です。次にブルーベリー、アボカドは果樹共済の対象で はないので自然災害にあったらどうしようということですが、こちらも全ての 農産物が対象で果樹共済の対象外の果樹も対象です。次に新しい販売先が倒産

したらどうしようということですが、他に売り先が見つからず収入が減少した場合も補償の対象ですのでご安心ください。次に新しい作物の導入や、収入保険があれば、販路の拡大などに取組み易くなりますということで収入保険はチャレンジする農業者を支援する保険ですということで、新しい取組みをやられる場合は保険に入っていただいて安心して農業の経営に取り組んでいただきたい。次に収入保険の加入・スケジュールです。30年が加入申請、31年が税の収入の算定期間、32年の確定申告後に保険金の収入減少に応じた補てん金を支払うスケジュールです。次に収入保険に関する相談窓口一覧です。最後に実際の掛金と収入減少の補てん金の例です。愛知県の平均的な収入で作付面積、単収、販売単価をのせてありますが、あくまで例で比較ポイントとしてみてください。収入保険について愛知県農業共済組合がホームページで簡単な収入保険の資産等もできます。以上で収入保険の説明になります。

【出席者】

この保険は売上に対して支払うということですか。

【事務局】

収入ということで所得ではありません。

【出席者】

農作業とかはだめですか。

【事務局】

受託量は対象外です。

あくまで農業を生産して収入となったものに対してです。

【事務局】

最初に案内させていただいたアンケートにつきましては、大変すみませんが お帰りの際に受付窓口に提出していただきますようお願いします。

それでは以上をもちまして人・農地プラン説明会を終了させていただきます。 夕暮れ時や夜間にかけては、人や車の動きが大変見にくく、特に日没が1年で 最も早まる時期です。交通事故も多発する傾向にありますので、早めのライト 点灯を心掛けてください。また発見の遅れによる事故を未然に防ぐため、ハイ ビームを効果的に活用して安全運転に努め気をつけてお帰りください。